

2014年6月

平成26年会社法改正

Ⅱ 親子会社に関する規律の整備  
(組織再編における株式買取請求等)

1 組織再編における株式買取請求等

(1) 株式等の買取りの効力が生ずる時期

ア 背景

旧法では、種類株式に係る定款変更等をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、吸収分割株式会社、存続株式会社等又は新設分割株式会社に対する株式買取請求については、代金支払いの時に、株式の買取りの効力が発生するものとされていました(法第117条第5項、第470条第5項、第786条第5項、第798条第5項、第807条第5項)。

また、株式買取請求に係る株式について裁判所に価格決定の申立てがなされた場合は、株式会社は、種類株式に係る定款変更等、事業譲渡等又は組織再編等の効力発生日から60日の期間が満了した日の後、年6分の利息を支払うことが義務付けられていました(法第117条第4項、第470条第4項、第786条第4項、第798条第4項、第807条第4項)。

よって、反対株主は、価格決定の申立てを行って、代金支払い日まで年6分の利息の支払いを受ける一方で、代金の支払いまでは株式の買取りの効力が生じていないことから、当該株式に係る剰余金の配当を受けることが可能であり、このような「二重取り」の状況が生じることは不合理であるとの指摘がなされていました。

イ 改正法の概要

そこで、株式買取請求を行った株式について剰余金配当請求権を否定することが適切とされ、更には、株式買取請求を行った者は株主としての地位を否定することが端的であるとの整理がなされました。

以上より、改正法では、種類株式に係る定款変更等、事業譲渡等又は組織再編に係る株式買取請求について

は、これらの行為の効力発生日に、効力が発生するものとされました(法第117条第6項、第470条第6項、第786条第6項、第798条第6項、第807条第6項)。

(2) 株式買取請求に係る撤回制限の実効化

ア 背景

旧法上、株式買取請求を行った株主は、相手方である株式会社の承諾を得た場合等に限って請求を撤回できることとされていました(法第116条第6項、第785条第6項、第797条第6項、第806条第6項)が、株式買取請求を行った後に市場で株式を売却すれば、事実上、相手方の承諾がない場合であっても、株式買取請求を撤回できるという問題がありました。

イ 改正法の概要

そこで、改正法は、株式買取請求の撤回を実効化し、株式買取請求権を利用した投機的行動を防止する観点から、①振替株式を利用している会社、②株券発行会社、③振替株式を利用していない株券不発行会社のそれぞれについて、以下のような規律を設けました。

①振替株式を利用している会社

振替株式の発行会社については、種類株式に係る定款変更等、株式の併合、事業譲渡等又は組織再編等をしようとする場合は、振替機関等に対し、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座(買取口座)の開設の申出をしなければならないものとされました(社債、株式等の振替に関する法律第155条1項)。そして、株主は、株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとされました(同条第3項)。これにより、株式買取請求を行った株主は、その保有株式を市場で売却することができなくなります。

②株券発行会社

株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならないものとされました

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 原 吉宏](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080-1130-9550

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

(法第 116 条第 6 項、第 469 条第 6 項、第 785 条第 6 項、第 797 条第 6 項、第 806 条第 6 項)。

### ③振替株式を利用していない株券不発行会社

振替株式を利用していない株券不発行会社では、株主が株式買取請求を行った場合において、当該株式を第三者に譲渡したときは、譲受人は、株主名簿に自らを株主として記載するよう請求することはできないものとされました(法第 116 条第 9 項、第 469 条第 9 項、第 785 条第 9 項、第 797 条第 9 項、第 806 条第 9 項)。

## (3) 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

### ア 背景

前述のとおり、株式買取請求に係る株式について裁判所に価格決定の申立てがなされた場合には、株式会社は、年 6 分の利息を支払うことが義務づけられています。現在の金利情勢からすれば、年 6 分という利率は非常に高い水準であり、かかる高金利の発生が、濫用的な株式買取請求が行われる一因となっているとの指摘がなされていました。

### イ 改正法の概要

そこで、改正法では、株式買取請求を受けた株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができるようになりました(法第 117 条第 5 項、第 470 条第 5 項、第 786 条第 5 項、第 798 条第 5 項、第 807 条第 5 項)。

株主が、当該制度に基づく支払いの受領を拒否した場合であっても、株式会社は弁済供託が可能となることから、株式会社が公正な価格と認める額については、年 6 分の利息の発生を防ぐことができると考えられます。

## (4) 新株予約権買取請求

新株予約権買取請求についても上記(1)～(3)と同様の改正がなされました(法第 118 条第 6 項、第 7 項及び第 10 項、第 119 条第 5 項、第 6 項、第 777 条第 6 項、第 7 項及び第 10 項、第 778 条第 5 項、第 787 条第 6 項、第 7 項及び第 10 項、第 788 条第 5 項、第 6 項、第 808 条第 6 項、第 7 項及び第 10 項、第 809 条第 5 項、第 6 項)。

## (5) 簡易組織再編、略式組織再編等における株式買取請求

### ア 背景

旧法では、簡易組織再編の場合は、存続株式会社等の全ての株主が株式買取請求権を有するものとされていました。株式買取請求の制度趣旨は、会社組織の

基礎に本質的変更をもたらす行為に反対する株主に投下資本を回収する機会を与えるものであるところ、簡易組織再編は会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為とはいえないことから、株主に株式買取請求権を認める根拠が乏しいとの指摘がなされていました。

実務的にも、株主が投機的行動として、軽微なグループ再編等に乗じて株式買取請求権を行使するといった弊害が生じていました。

### イ 改正法の概要

そこで、改正法では、簡易組織再編においては、存続株式会社等の株主は、株式買取請求権を行使することができないものとされました(法第 785 条 1 項 2 号、第 797 条第 1 項但書き、第 806 条 1 項 2 号)。ただし、簡易組織再編の要件を満たす場合であっても、差損が生じるとき等、株主総会を開催することが義務付けられるときは、株式買取請求権が認められることとされています(法第 797 条第 1 項但書きの括弧書き)。

また、略式組織再編において、特別支配会社が株式買取請求権を行使できるとすれば不合理であることから、特別支配会社は株式買取請求権を行使できないものとされました(法第 785 条第 2 項及び第 3 項、第 797 条第 2 項及び第 3 項)。

事業譲渡等についても、上記と同様の改正がなされました(法第 469 条第 1 項～第 3 項)。

## 2 組織再編等の差止請求

### (1) 背景

略式組織再編については、①法令若しくは定款に違反する場合又は②対価が当事会社の財産の状況等に照らして著しく不当である場合であって、当事会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは当事会社の株主は、略式組織再編の差止めを請求することができるものとされています(旧法第 784 条第 2 項、第 796 条第 2 項)が、組織再編一般については、差止請求に係る規定は存しません。

旧法でも、株主総会決議取消しの訴えを本案とする仮処分申立てにより、組織再編の差止めを請求できるとする裁判例・学説もありましたが、かかる仮処分を認めない考え方もあることから、組織再編一般について差止請求権が認められることについて明文化すべきであるとの指摘がなされていました。

### (2) 改正法の概要

そこで、略式組織再編以外の組織再編(但し、簡易組織再編は除く)についても、差止請求権が認められることとなりました。ただ、対価の不当性を要件とすると、裁判所が仮処分事件の短い審理期間の中でこれ

を判断することは困難であるとの指摘がなされたことから、組織再編の差止要件は、①組織再編が法令又は定款に違反する場合（法令又は定款に違反する「おそれ」ではありません。）であって、②当事会社の株主が不利益を受けるおそれがあるとき、とされました（法第 784 条の 2、第 796 条の 2、第 805 条の 2）。

この法令又は定款の違反には、善管注意義務違反や忠実義務違反は含まれないとされており、今後、組織再編の差止請求権が利用されるのは、対価の相当性に関する開示義務違反が問題となるような場合等が中心になるとの指摘もなされています。

なお、組織再編のみならず、全部取得条項付種類株式及び株式の併合についても、同様の規律が設けられています（法第 171 条の 3、法第 182 条の 3）。

他方、事業譲渡については、会社に損害は発生しないが株主には損害が発生する事態は想定し難く、会社法第 360 条に基づく株主による取締役の行為の差止請求で足りることから、同様の差止請求権は創設されませんでした。

### 3 会社分割等における債権者の保護

#### (1) 詐害的な会社分割等における債権者の保護

##### ア 背景

旧法では、いわゆる物的分割の場合、分割会社の債権者のうち、会社分割後も分割会社に対して債務の履行を請求できる者は、債権者異議手続の対象とはならないものとされていました（法第 789 条第 1 項第 2 号等）。

他方で、近時、分割会社が、承継会社等に対して優良な事業や資産を承継させ、一部の債権者については承継会社等に承継させる一方、残りの債権者（残存債権者）は、分割会社に対してしか債務の履行を請求できないこととし、分割会社が分割対価である承継会社等の株式を低廉な価格で譲渡し、事業も停止するといった、残存債権者に損害を与える会社分割（詐害的な会社分割）が行われる場合が見られます。

このような詐害的な会社分割に対しては、最高裁が民法上の詐害行為取消権（同法第 424 条）を行使できることを認めています（最二小判平成 24 年 10 月 12 日民集 66 卷 10 号 3311 頁）が、会社法においても、明文の規定を設けるべきであるとの指摘がなされていました。

##### イ 改正法の概要

残存債権者を保護する方法としては、承継会社等に対して金銭の支払いを直接請求できるようにすることが適切かつ簡明であることから、分割会社が承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割を行った場合は、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該

債務の履行を請求できるものとされました。ただし、承継会社等が効力発生時において残存債権者を害すべき事実を知らなかった場合はこの限りでないとされています（法第 759 条第 4 項、第 761 条第 4 項、第 764 条第 4 項、第 766 条第 4 項）。

「承継した財産の価額」の意義は、承継した積極財産の総額であり、そこから承継した債務の価額を控除した額ではないとされています。

上記請求権の行使可能期間については、民法上の詐害行為取消権に倣って、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割を知った時から 2 年以内に請求又は請求の予告をしない場合には、期間経過後に上記請求権は消滅することとされています。これは、会社分割の効力発生日から 20 年を経過したときも同様です（法第 759 条第 6 項、第 761 条第 6 項、第 764 条第 6 項、第 766 条第 6 項）。

また、倒産手続が開始された場合は、流出した財産等の回収は管財人等に委ねるべきであり、残存債権者の個別的な権利行使は否定されるべきであるとの価値判断から、分割会社について破産手続、民事再生手続又は会社更生手続の開始決定があったときは、上記請求権を行使することができないとされています（法第 759 条第 7 項、第 761 条第 7 項、第 764 条第 7 項、第 766 条第 7 項）。

事業譲渡についても、同様の改正がなされています（法 23 条の 2）。

##### ウ 実務上の留意点

改正法で残存債権者による履行請求権（以下、単に「残存債権者の履行請求権」といいます。）が導入された後は、詐害的な会社分割に対する対応策として、同請求権と、上記最判において認められた、会社分割における詐害行為取消権が併存することになります。

両制度を比較した場合、行使要件はいずれも、分割会社が「債権者を害することを知って」会社分割を行ったことであり、当該文言の意義は同一とされています。上記文言の解釈については、上記最判でも一般的な判断基準は示されていませんが、会社分割後の債権者に対する弁済（配当）額が、会社分割の前より減少した場合等がこれに当たると考えられます。

他方、相違点としては、①残存債権者の履行請求権は訴訟によることなく行使できるのに対して、詐害行為取消請求権の行使には訴訟の提起が必要である（民法第 424 条第 1 項）こと、②分割会社について倒産手続が開始されたときは残存債権者の履行請求権は行使できなくなるのに対して、詐害行為取消権は、破産管財人により承継される余地があること（破産法第 45 条）が挙げられます。

よって、残存債権者の履行請求権は、訴訟による必要がないという点では詐害行為取消権より利用し易いともいえますが、他方、分割会社に倒産手続が開始されると、それまでの手続は無意味となってしまうことから、訴訟を提起する場面では利用しづらいことも想定され、詐害行為取消権の方を利用する場合もあると考えられます。

## (2) 分割会社に知れていない債権者の保護

### ア 背景

旧法では、分割会社に知れていない債権者には格別の催告は要せず、かかる債権者は、分割契約又は分割計画に基づいて分割会社又は承継会社等の一方に対してしか債務の履行を請求できないものとされていました（法第759条第2項、第789条第2項等）、他方、分割会社に知れている債権者の場合は、各別の催告がないと分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求できるものとされており、債権者保護の観点から、かかる差異が生じるのは合理的でないとの指摘がなされていました。

### イ 改正法の概要

そこで、改正法は、会社分割に異議を述べることができる吸収分割会社又は新設分割会社の債権者であって、各別の催告を受けなかったもの（官報公告に加えて日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告を行った場合は、不法行為債権者に限る。）は、吸収分割契約又は新設分割計画において分割会社に対して債務の履行を請求することができないとされているときでも、分割会社に対して、分割会社が会社分割の効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとししました（法第759条第2項、第761条第2項、第764条第2項、第766条第2項）。

また、分割会社の債権者についても、上記の同様の場面では、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとされました（法第759条第3項、第761条第3項、第764条第3項、第766条第3項）。

### ウ 実務上の留意点

これらの制度が創設されたことにより、M&Aや事業再編において会社分割を利用する場合、分割契約又は分割計画において「承継会社（又は新設会社）は、分割会社の潜在債務を一切承継しない」旨の規定を設けたとしても、個別催告を受けなかった債権者（特に不法行為債権者）から債務履行請求を受けるリスクを遮断できなくなる点に留意する必要があります。

以上

## 【参考文献】

- ・岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔V〕」商事1979号4頁以下
- ・郡谷大輔「詐害的な会社分割における債権者の保護」商事法務1982号14頁以下
- ・太田洋＝安井桂大「組織再編等の差止請求制度とその論点」商事法務1988号15頁以下
- ・岩崎友彦「組織再編等に関する改正ポイント」経理情報1370号28頁以下
- ・高田剛「会社分割における債権者の保護」ビジネス法務2014年2月号56頁以下